

マイナンバー導入のメリットは？

3つの
メリットが
あるよ



面倒な手続きが簡単に (市民の利便性の向上)

本人確認などの情報の確認がしやすくなるため、市役所での手続きの一部で、必要な書類(本人確認書類や課税証明書など)の省略や簡素化ができるようになります。

給付金などの不正受給防止 (公平・公正な社会の実現)

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができま
す。また、負担を不当に免れること
や給付を不正に受けることを防
ぐことができます。

手続きが正確で早くなる (行政の効率化)

国や自治体などで情報の照合・転記・入力などにかかる時間や
労力が減り、複数の業務間での連携
が進み、作業効率が高まります。

通知カード・個人番号カードってなに？

◆通知カード

マイナンバーを通知するためのカード
・氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載。
※本人確認書類としての利用はできません。

(案)

⇒通知カード部分

⇒個人番号カード申請書部分

◆通知カードを受け取るには

住民票があるすべてのの方に送ります。同一世帯分がまとめて世帯主に届きます。封筒の中に、右の図のような通知(案)が入っています。

◆通知カードを受け取った後は

住所変更や戸籍届出の際は、通知カードを窓口へお持ちください。記載変更が必要です。その他行政手続きを行う場合も通知カードをお持ちください。

通知カードを確実に お届けするために！

通知カードは、住民票の住所に簡易書留郵便で届きます。住民票の住所地以外の場合に住んでいる方へ

- 住んでいる住所地へ住民票の異動をお願いします。
- 郵便局での転送はされません。転送の手続きをされている方は郵便局にご相談ください。

※特別な事情がある場合のみ、住民票以外の住所地に郵送できます。11ページをご確認ください。



個人番号カード

◆個人番号カード

本人確認書類としても使えるカード
・氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載。
・本人写真が記載されるので、本人確認書類として利用可能。
・ICチップが搭載され、公的個人認証サービスによる電子証明書が標準搭載。有効期限があります。

◆個人番号カードを受け取るには

通知カードが送付された後に申請が必要
です。(初回交付無料)通知カードと一緒に届く申請書、またはスマートフォンなどを利用して申請してください。
※個人番号カード交付時に、通知カードは返納していただきます。

通知カードは
1人に1枚
あるよ

